

青森県後期高齢者医療広域連合組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号

青森県後期高齢者医療広域連合組織規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合後期組織規則（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し及び同条第一項中「主査」の下に「主任」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。